



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

長野県環境審議会

建築物における省エネの推進及び 再エネの普及拡大に関する専門委員会

【第4回】
令和7年6月4日

専門委員会・委員名簿

(五十音順・敬称略、◎：委員長、○職務代理者)

委員名	ふりがな	職 名
一由 貴史	いちよし たかし	長野第一法律事務所 弁護士
川島 宏一郎	かわしま こういちろう	公益社団法人長野県建築士会 理事兼建築活動委員会副委員長兼 伝統的建造物研究部会長
佐藤 一利	さとう かずとし	長野県建設労働組合連合会住宅対策部 執行委員
◎高村 秀紀	たかむら ひでき	信州大学工学部建築学科 教授
○茅野 恒秀	ちの つねひで	法政大学社会学部 教授
前 真之	まえ まさゆき	東京大学大学院工学系研究科 准教授
安江 将道	やすえ まさみち	公益社団法人長野県宅地建物取引業協会情報提供委員会 情報提供委員長

専門委員会・設置要綱

長野県環境審議会建築物における省エネの推進及び再エネ普及拡大に関する専門委員会設置要綱

（目的）

第1 2050ゼロカーボンの実現に向けて、建築物における省エネの推進及び再エネの普及拡大を図るために長野県地球温暖化対策条例を改正するに当たり、必要な事項の調査、検討を行うため、長野県環境審議会に建築物における省エネの推進及び再エネの普及拡大に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

（調査・検討事項）

第2 専門委員会は次に掲げる事項について調査、検討する。

- （1）新築住宅のZ E H（※）水準適合義務化に関すること
- （2）建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化に関すること
- （3）その他必要と認められること

※「Net Zero Energy House」の略称

（組織）

第3 専門委員会は、長野県環境基本条例（平成8年長野県条例第13号）第29条第3項の規定により任命された専門委員（以下「委員」という。）10名以内で組織する。

2 専門委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4 専門委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門委員会は、必要があると認めたときは、特定分野で顕著な活動実績のある学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 専門委員会は、公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、議長が専門委員会に諮り、当該会議を非公開とすることができる。

（1）長野県情報公開条例第7条各号に定める非公表情報について審議するとき

（2）会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められるとき。

（報告）

第5 専門委員会は、長野県環境審議会会長に対し、調査・検討結果を報告する。

（事務局）

第6 専門委員会の事務局は、長野県環境部ゼロカーボン推進課に置く。

（その他）

第7 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会において定める。

制定附則 略

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

【議事（１）】

第3回専門委員会における意見等と 対応の方向性について

分類	ご意見	対応の方向性（案）
義務化の時期	・条例改正の時期（公布や施行の時期及び周知期間）は妥当。可能な限り早期に条例改正をお願いしたい。	・省エネ適合義務基準強化については、適切な周知期間を設け、その間に事業者の技術向上を図るなど、全事業者が対応可能となるような時期としたい。 ・再エネ設備設置義務についても、事業計画などへの影響等を考慮し、適切な周知期間を設け、早期に条例改正をしたい。
憲法・法律	・再エネ設備導入について、たたき台で示された義務の「対象」や「水準」は、法的な基準（合理性の基準のうち手段の相当性）を満たす。	—
支援策	・再エネ設備導入の検討に係る設計者からの説明義務について、説明内容をまとめたガイドラインの作成や設計者への講習会等を実施していただきたい。	・説明内容に係る一定の水準を確保するため、設計者向けのガイドラインの作成や講習会等を実施していきたい。
	・条例改正による義務化に当たっては、物価高騰の現状も踏まえ支援を充実させるなど、県民の生活に配慮いただきたい。	・金融機関等と連携して具体的な支援策について検討してまいりたい。
その他	・ジュール換算係数については、電気が不利にならないよう、二次エネルギー換算ではなく、省エネ計算で一般的な一次エネルギー換算を採用した方がよいのではないか。	・当面は、建築物省エネ法で規定している一次エネルギー換算係数「9.76MJ/kWh」を使用することとしたい。
	・義務付けるエネルギー量を満たす再エネ設備容量について、太陽光発電設備容量だけでなく他の再エネ設備についても記載してはどうか。	・例えば、太陽光発電設備容量4.5kWに相当するのは、小水力発電にあつては約0.58kW、太陽熱利用設備にあつては約27㎡となる。

分類	ご意見	対応の方向性(案)
全般	・全体の方向性に異論はないが、人手不足の中、省エネ適合義務基準強化及び再生可能エネルギー設備の設置を義務付けることにより、工事着工が遅延してしまわないか。	・省エネ適合義務基準強化に伴う作業工種や作業量の増加は限定的であり、工事着工への影響は少ないと考えている。 ・再生可能エネルギー設備の設置は、新築建築物の完工後でも可として考えているため、工事着工が遅延するおそれは少ないと考えている。
	・省エネ適合義務基準強化については、ゼロカーボンに向けて「推進」すべき内容だと感じている。	・県民への周知・説明を十分に行い、ゼロカーボン実現に向け推進してまいりたい。
支援策	・義務化による設置工事費の増加に対して、固定資産税の免除だけでなく税額控除等も必要ではないか。	・幅広く意見を聴きながら具体的な支援策について検討してまいりたい。
義務の水準	・再生可能エネルギー設備の設置義務化については、法律がない状況のため大きな反発を受けるのではないか。	・義務化の必要性や妥当性については、これまでの専門委員会において示してきており、今後は、説明会の開催やパブリックコメントなどを活用し、引き続き2050ゼロカーボンの実現の重要性などを踏まえた目標達成への取り組みについて丁寧に説明していきたい。
	・再生可能エネルギー設備の設置義務は300㎡で線引きをしているが、比較している他の自治体(京都府)と長野県では状況が異なっているのではないか。	・1住宅当たり延べ床面積(長野県:119.48㎡、京都府:85.20㎡ 資料「令和5年住宅・土地統計調査」(総務省統計局))は多少開きはあるものの、300㎡未満にも対象を拡大することは経済的自由権に対する過度な制約となるおそれがあるため、現状においては300㎡で線引きをしたい。

【議事（２）】

関係団体等に対する意見照会の 実施結果について

関係団体等に対する意見照会の実施結果について

意見照会等

- 照会事項：**
- 1 国のZEH水準適合義務付けに先駆けた新築住宅の適合義務基準強化**
 - ▶1-1 国の適合義務基準強化を前倒し、現行誘導基準を義務化することについて
 - ▶1-2 現行誘導基準を義務化する時期について
 - ▶1-3 現行誘導基準を義務化するにあたっての必要な支援策、誘導策について
 - ▶1-4 その他
 - 2 建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化**
 - ▶2-1 300㎡以上の新築建築物の建築主に対し再エネ設備設置を義務化することについて
 - ▶2-2 延床面積に応じ2万MJ～20万MJの再エネ設備設置を義務化することについて
 - ▶2-3 建築物の設計者に対し建築主への再エネ設備を導入検討に係る説明義務化について
 - ▶2-4 再エネ設備設置を義務化するにあたっての必要な支援策、誘導策について
 - ▶2-5 その他
- 募集期間：**令和7年2月17日（月）～3月21日（金）
- 照会先：**▶**建築関係団体**₍₁₅₎▶**ハウスメーカー／住宅メーカー**₍₁₉₎▶**経済団体**₍₄₎▶**市町村**₍₇₇₎
- ※()は照会先の団体数。なお、照会先の各団体から個人事務所などにさらに照会がされている場合もあり。

照会結果

照会結果：49者より回答あり。

9ページから17ページまでの意見件数欄に記載の凡例：建築＝建築関係団体、ハウスメーカー／住宅メーカー＝ハウス

※ハウスメーカー／住宅メーカーに含まれない建設会社や設計会社は建築関係団体に算入。

意見及び回答：【参考資料1】関係団体等に対する意見照会の結果と対応案について

1-1 国の適合義務基準強化を前倒し、現行誘導基準を義務化することについて

9

分類	意見件数	主なご意見	対応の方向性（案）
全 般	13件 （建築 : 5 ハウス : 4 市町村 : 4）	・2050年までは残り25年しか残っておらず、<u>国の適合基準を待つことは賢明ではない。</u> ・長野県が率先して<u>適合義務基準強化を前倒しする事は非常に有意義</u>である。	・県としては2050ゼロカーボンの実現に向けては、できるだけ早期に適合義務基準を強化し、住宅分野におけるCO₂排出量削減を行う必要があると考えている。
支援策	10件 （建築 : 8 市町村 : 2）	・明確な<u>費用対効果を踏まえた上で補助金などを考慮</u>することが必要。 ・事業者や建築主に対する<u>技術・コスト面の負担が増加</u>することが懸念される。特に、<u>中小工務店にとっては設計・施工の対応が難しくなる可能性</u>がある。	・イニシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知するとともに、国の補助金制度と県の助成金制度の両輪で誘導基準以上の住宅への支援を実施していきたい。 ・関係団体等とも連携して、県内工務店・設計者の技術力向上に対する支援を実施していきたい。
義務化の必要性	8件 （建築 : 4 ハウス : 1 市町村 : 3）	・国が2030年に義務化する方針を示す中で、2年前倒しすることの必要性について、<u>県民に理解を求める必要</u>がある。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいりたい ・県民に理解が得られるよう、様々な場で必要性やメリットの説明を丁寧に実施していきたい。
制度周知	5件 （建築 : 1 市町村 : 4）	・国よりも長野県が基準強化を前倒しする<u>意図や理由が周知されていない。</u>	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいりたい ・県民に理解が得られるよう、様々な場で必要性やメリットの説明を丁寧に実施していきたい。 ・効果的な広報周知の方法も併せて検討していきたい。
その他 （意見なしを含む）	13件 （建築 : 3 ハウス : 2 市町村 : 8）	・ZEH水準への引き上げは建設コストの上昇に直結するため、購入控えが進み<u>住宅市場の冷え込みを懸念。</u> ・国の適合義務基準強化案の内容が変わることがないのか懸念される。	・イニシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知していきたい。 ・国の検討状況の確認や情報収集を継続的に実施していきたい。

分類	意見 件数	主なご意見	対応の方向性（案）
適 切	18件 （建築 : 9 ハウス : 4 市町村 : 5）	・公布より2年の猶予は、十分な周知期間である。 ・2年前倒しすることは <u>施主にとって有益</u> である。	—
時期が早い	12件 （建築 : 7 ハウス : 2 市町村 : 3）	・国の義務化と同時期でよい。 ・物価上昇のなか、このタイミングですぐに生活に必須ではないことを施策や地球規模のために、 <u>前倒し義務化することに疑念を抱く</u> 。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいりたい。 ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
時期が遅い	1件 （建築 : 1）	・長野県が掲げる目標「二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量を2030 年度に6割減」を達成するためには、 <u>一日も早い現行誘導基準以上の義務化が必要</u> である。	—
その他 （意見なしを含む）	18件 （建築 : 4 ハウス : 1 市町村 : 13）	・経済動向等を見て、 <u>時期を検討すること</u> 。	・県内の経済動向や新築着工戸数等を注視し、必要な対応を検討していきたい。
		・工務店やハウスメーカーへのヒアリングを行い、 <u>実情に合った周知期間設定</u> が望ましい。	・定期的に建築関係団体とも意見交換等を実施し、県内の状況把握に努めたい。
		・3・4地域においては時期の前倒しは問題ないが、 <u>2地域においては従来の義務化の時期</u> とし、断熱性能の向上について検討する期間を確保したい。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、地域を限定するのではなく、全地域において早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、地域区分ごとに義務基準強化の時期を分けることは考えていない。

分類	意見 件数	主なご意見	対応の方向性（案）
費用的支援	20件 （建築：10 ハウス：4 市町村：6）	・補助金・助成金制度の拡充による負担軽減が必要。 ・金利優遇策などの支援策も必要。	・国の補助金制度と県の助成金制度の両輪で誘導基準以上の住宅への支援を実施していきたい。 ・金融機関と連携して金利優遇などの支援策を協議・検討していきたい。
技術的支援	2件 （建築：1 ハウス：1）	・中小工務店・設計事務所向けの技術研修・サポートが必要。 ・家を作る側に技術やノウハウが無ければ、定められた省エネ適合義務基準を満たすことは出来ない。	・関係団体等とも連携して、県内工務店・設計者の技術力向上に対する支援を実施していきたい。
制度周知	6件 （建築：2 市町村：4）	・建築主の負担増のイメージが強いので、 <u>メリットや補助の説明をすべき</u> 。	・県民に理解が得られるよう、様々な場で必要性やメリットの説明を丁寧に実施していきたい。 ・効果的な広報周知の方法も併せて検討していきたい。
その他 （意見なしを含む）	21件 （建築：8 ハウス：2 市町村：11）	・補助金等も重要だが、 <u>すでにZEH水準を選択して新築した県民との公平性を考慮</u> すると、安易に新たな補助金創設や既存補助金の嵩上げによる支援は <u>不公平感が残る</u> 。	—

分類	意見 件数	主なご意見	対応の方向性（案）
全 般	6件 〔 建築 : 5 市町村 : 1 〕	・国に先駆けて寒い信州での取り組みは、 <u>他県に対してもいい刺激</u> になる。	・他の地方公共団体等とも積極的に情報交換等をしていきたい。
制度周知	2件 〔 建築 : 2 〕	・ <u>建築主への啓蒙と理解がまず必要</u> なので、行政が建築主へ十分説明・周知を図ってほしい。	・県民に理解が得られるよう、様々な場で必要性やメリットの説明を丁寧を実施していきたい。 ・効果的な広報周知の方法も併せて検討していきたい。
時 期	1件 〔 建築 : 1 〕	・ <u>急速な適合基準強化は施工業者、建築主にとってはかなり厳しい</u> 。	・条例改正・公布から準備周知期間として2年程度を確保したうえで、施行を考えている。
その他 （意見なしを含む）	40件 〔 建築 : 13 ハウス : 7 市町村 : 20 〕	・建築確認申請に時間がかかってしまう事の影響が大きいので、 <u>断熱性能をあげつつ着工が遅れない方法</u> を考えてほしい。	・誘導基準への適合について、省エネ基準と同様に仕様基準を採用することが可能であることを周知していきたい。

2-1 300㎡以上の新築建築物の建築主に対し再エネ設備設置を義務化することについて

13

分類	意見件数	主なご意見	対応の方向性（案）
全般	4件 建築 : 1 ハウス : 2 市町村 : 1	・基本的には賛同しますが、 共用部での電力消費が少ない 又は 無い賃貸住宅の場合、発電電気をどう消費するのか。	・売電による投資回収のシミュレーションでは、共用部での電力消費が少ない又は少ない共同住宅であっても、投資額を回収できる見込みとなっている。 また、ご指摘の点については、初期投資を要しないオフサイトPPAによっても対応が可能となっている。
義務化の必要性	2件 建築 : 1 市町村 : 1	・ 300㎡以上の住宅・非住宅に再エネ設備導入義務を課した場合、2050カーボンニュートラルの目標達成に、どの程度の効果があるのか 疑問がある。	・2050ゼロカーボンの実現に向けては、義務対象建築物への再エネ設備の設置は必要と考えている。
義務の対象外	5件 建築 : 3 市町村 : 2	・ 多雪地域や狭小地など 、設置が難しいケースに対する 柔軟な対応が必要	・多雪地域や日照条件が著しく不利な場合等には、義務対象外又は緩和をするよう引き続き検討を進めてまいりたい。
制度周知	4件 建築 : 3 市町村 : 1	・環境課題の解消に向けた対応は理解できるが、 義務化の説明を明確にすべきではないか。	・再エネ設備の導入の重要性については、長野県ゼロカーボン戦略などで示しており、義務化に当たっては、その理由や必要性を含め、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
廃棄	2件 建築 : 1 市町村 : 1	・太陽光発電設備の 廃棄に関する関係機関等の調整 はされているのか。	・県における適正処理の在り方については国の動向を踏まえながら検討を進めてまいりたい。
支援策	6件 建築 : 3 ハウス : 1 市町村 : 2	・建築主の経済的負担が大きいため、 何らかの支援策は必要 ではないか。	・金融機関等と連携して具体的な支援策について検討してまいりたい。 ・初期費用0円での設置モデルの普及も進めてまいりたい。
他制度との調整	2件 市町村 : 2	・敷地も可としているが、自治体によっては野立て太陽光発電設備について自治体独自の対応をしているため、調整が必要ではないか。	・長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例を施行したことから、引き続き関係機関と連携しながら同条例に基づく適切な運用をしてまいりたい。
その他 （意見なしを含む）	30件 建築 : 10 ハウス : 4 市町村 : 16	・建築物における 脱炭素化を一層促進する施策として有効 と見込まれる。 ・今般、地球温暖化が進んでいる中、 早期に検討する事案 であると考え	—

2-2 延床面積に応じ2万MJ~20万MJの再エネ設備設置を義務化することについて

14

分類	意見件数	主なご意見	対応の方向性（案）
全般	4件 市町村 : 4	・太陽光がデザイン的に乗せたくない場合もあるので、 義務とするのはやりすぎ ではないか。	・2050ゼロカーボンの実現に向けては、新築建築物への再エネ設備の設置は必要と考えているが、建築面積が小さく再エネ設備を設置できるスペースが限られているなど合理的な理由により設置する再エネ設備のエネルギー量が基準を満たすことができない場合には、義務化の緩和をできないか引き続き検討してまいりたい。なお、再エネ設備設置の義務は300㎡以上の新築建築物を対象としているため、一般的な戸建住宅に対する義務化はおおよそ想定していない。
容量の考え	9件 建築 : 3 ハウス : 2 市町村 : 4	・義務付けるエネルギー量については、 建築物の使用用途を勘案すべき ではないか。	・先行する他の自治体を参考にするとともに建築物におけるエネルギー消費量は延床面積に比例し大きくなる傾向にあることから、延床面積を基準に義務付けるエネルギー量を算出する案としている。
義務の対象外	2件 建築 : 2	・義務化基準の 明確化 と 柔軟な適用 が求められる。	・義務付けるエネルギー量にあっては延床面積に応じ上限と下限を定め、義務対象外にあってはその範囲及びその方法について適切な設定ができるよう他の自治体の運用も参考にしながら検討してまいりたい。
制度周知	2件 建築 : 1 ハウス : 1	・50kw以上で「自家用電気工作物」となっているが、「10kW以上以下」でも手続き、小出力発電設備となり手続き、電気技術者の扱いが変わることが説明されていない。また報告義務が増えることなど丁寧な説明が必要。	・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
その他 （意見なしを含む）	24件 建築 : 7 ハウス : 4 市町村 : 13	・建築規模に応じた設置規模については賛成。 ・建物の規模に応じた再エネ設備とするのは良いと思う。また、エネルギー量も妥当だと思う。	—

分類	意見件数	主なご意見	対応の方向性（案）
全般	12件 建築 : 6 ハウス : 4 市町村 : 2	・<u>説明のタイミング</u>、設計者が行ったかの<u>記録を残す</u>か、それを県等への報告義務については、明確に方針を示していただきたい。 ・導入検討に必要な情報の説明義務など<u>設計者の負担が大きい</u>と思われる。	・説明の時期については、建築主の自主的な再エネ設備設置が促進されるよう適切な時期を検討してまいりたい。また、現在は、延床面積300㎡未満の住宅の設計者には建築主から再生可能エネルギー設備の導入の検討を求められたときに検討の内容を説明し、県に報告する義務を課しており、この報告義務を踏まえ検討してまいりたい。 ・2050ゼロカーボンの実現に向け、持続可能な建築物を推進することにより設計者としての価値を高められると考えているため、説明義務については、設計者の理解が得られるよう努めてまいりたい。
説明内容の標準化	8件 建築 : 5 ハウス : 1 市町村 : 2	・検討内容、及び説明内容の詳細度には<u>設計者によりバラつき</u>があり、制度が<u>実効性に乏しい印象</u>がある。 ・説明するために<u>コストアップ試算資料が必要</u>になる。どの様な設備が有るのか、施主様の要望に対応する<u>資料作成が困難</u>。	・説明内容の標準化が図れるようガイドラインの作成や講習会の開催を検討してまいりたい。
制度周知	3件 建築 : 2 ハウス : 1	・消費者へどれだけ浸透できるのか。<u>周知方法が重要</u>ではないか。	・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
その他 （意見なしを含む）	27件 建築 : 8 ハウス : 2 市町村 : 17	・賛成する。検討時に合わせてメリットを説明することで、<u>事業者の認識も変わってくるのではない</u>か。 ・広く理解していただき、<u>選択の機会を設ける</u>ためにもよいと思う。	—

分類	意見件数 (主な提出者)	主なご意見	対応の方向性（案）
経済的支援	23件 建築 : 10 ハウス : 2 市町村 : 11	・一定規模以上の再エネ設備を導入をする場合には補助をする等のインセンティブを検討してはどうか。 ・住宅建築費や家賃高騰に対応する使いやすい補助制度の整備が望まれる。 ・今後部材が値上げされる可能性を考慮し、購入や設置に対する補助金制度を充実して欲しい。	・補助金、ゼロ円モデルの普及、金融機関等との連携による具体的な支援策について検討してまいりたい。
制度周知	4件 建築 : 3 ハウス : 1	・建設会社や設計者よりも建築主にこの義務をどう周知させるかが重要だと思う。	・再エネ設備の導入の重要性については、長野県ゼロカーボン戦略などで示しており、義務化に当たっては、その理由や必要性を含め、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かりやすく丁寧な説明を行ってまいりたい。
説明内容の標準化	1件 ハウス : 1	・説明者によって伝わり方に差異が生まれないよう統一様式が欲しい。	・関係者様の理解に資するよう説明の方法などを示したガイドラインの作成や研修会の開催を検討してまいりたい。
その他 (意見なしを含む)	20件 建築 : 7 ハウス : 3 市町村 : 10	・「義務化」という言葉ではなくより良い前向きな言葉を使用し、民間をやる気にさせてはどうか。	・「義務化」を前面に出すのではなく、例えば「推進」という言葉を使用することで制度に対する理解を促進してまいりたい。

	意見件数 (主な提出者)	主なご意見	対応の方向性（案）
全般	7件 （建築 : 4 ハウス : 1 市町村 : 2）	・義務化はよいと思うが、家づくりが高くなってしまい若い世代が家を持てないと思う。 ・外皮性能の強化が先でその先に再エネがあることを考えて制度設計をお願いしたい。	・一般住宅の延床面積が約120㎡であることを勘案し、延床面積300㎡以上の新築建築物に再エネ設備の設置義務がある改正案としており、一般住宅を新築しようとする世代に大きな影響はないと考えている。 ・2050ゼロカーボンの実現のためには両者に優劣はなく可及的速やかに取り組むことが必要であると考えている。
義務の対象外	2件 （市町村 : 2）	・「知事が導入困難と認める場合」については、都度協議なのか。いろいろなケースが想定されるため、対象者に混乱が生じないようにする必要がある。	・義務対象外の範囲及びその方法については、適切な設定ができるよう先行する他の自治体の運用も参考にしながら検討してまいりたい。
制度周知	3件 （建築 : 2 市町村 : 1）	・義務化の必要性や妥当性について県民に対する説明が不足していると思う。もう少し具体的な数値などを並べて、今後必要な事と理解してもらうべきではないか。	・義務化の必要性や妥当性については、これまでの専門委員会において示しており、今後、実施するパブリックコメントなどを通し、引き続き2050ゼロカーボンの実現の重要性などを踏まえた目標達成への取り組みについて丁寧に説明してまいりたい。
支援策	15件 （建築 : 8 ハウス : 3 市町村 : 4）	・蓄電池の導入を検討することとしてはどうか。 ・電気事業者は不安定な再エネの電力買取において必ずしも受け入れを義務付けているわけではない。 ・自家消費できる個人宅であれば購入単価比較でメリットが得られるが、アパートやテナント等の貸付物件の場合は自家消費分が微量であり、売電で得られるメリットは全く無いと言い切れる。	・一括発注することで、通常よりも安い費用で設置できる信州の屋根ソーラーグループパワーチョイスを実施しているところであり、引き続き新築建築物だけでなく既存建築物についても再生可能エネルギーの徹底的な普及に取り組んでまいりたい。 ・出力制御率は少なく、また、出力制御の順番は定められていることから、条例の対象となる設備に係る懸念は概ねないと考えている。 ・ある程度の年数を要するが、売電により投資額を回収できる見込みとなっている。
その他 (意見なしを含む)	21件 （建築 : 7 ハウス : 3 市町村 : 11）	・再エネ設置義務化をするのであれば、野立て太陽光発電設備の管理放置問題等の地域トラブルを解消してから行ってほしい。	・長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例を施行したことから、引き続き関係機関と連携しながら同条例に基づく適切な運用をしてまいりたい。

【議事（3）】

これまでの議論等を踏まえた
長野県地球温暖化対策条例改正案について

長野県地球温暖化対策条例改正案（省エネ適合義務基準強化）

青字：たたき台からの変更点

条例制定の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、高い断熱性や省エネ性を有した住宅の普及を図るため、全ての新築住宅の適合義務基準を現行誘導基準に強化する。

義務の対象

全ての新築住宅

※住宅：一戸建ての住宅、併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿

義務化の水準

現行の建築物省エネ法に基づく誘導基準
⇒ **「強化外皮基準」及び「BEI=0.8」**

※住宅性能表示基準では、
・断熱等性能等級：等級5
・一次エネルギー消費量等級：等級6

地域区分	2地域 軽井沢町、南佐久郡4村、旧開田村など	3地域 白馬村、小谷村、山ノ内町、信濃町など	4地域 長野市、松本市、中野市、飯山市など	5地域 飯田市、喬木村
断熱等性能 U _A 値	0.40	0.50	0.60	
一次エネ消費量 BEI	0.8			

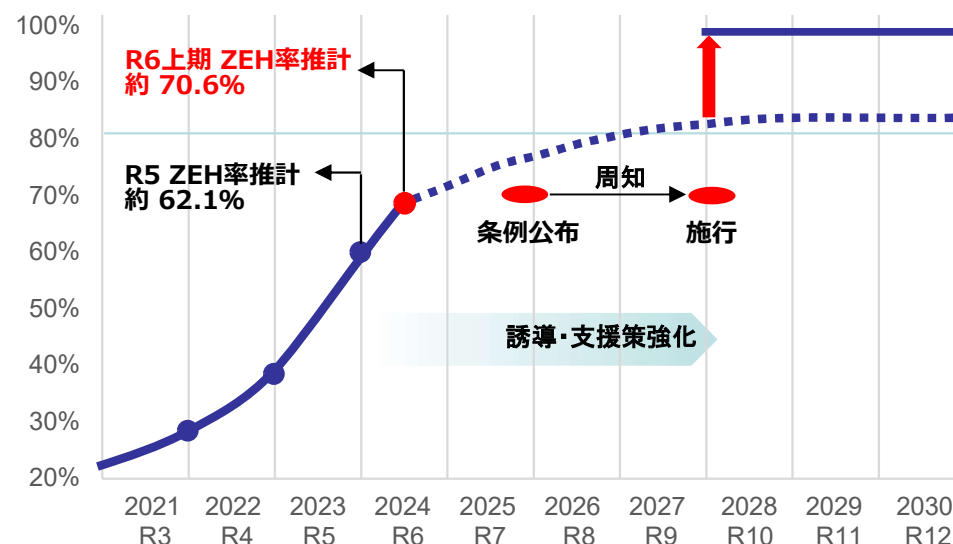
義務化の時期

条例改正：2025年度中目途
⇒ 2年程度の周知期間を経て施行

説明義務の拡大

環境への負荷の低減の検討に関する説明義務の対象を「300㎡未満の住宅」から「10㎡超の全ての建築物」へ拡大
⇒ 再エネ設備の導入検討に係る内容の説明義務と整合

新築住宅における誘導基準適合の割合の推移



※ZEH率：長野県地球温暖化対策条例による省エネ性能の届出・報告制度、新設住宅着工統計、建築工事届により推計

並行して行う支援・誘導策

- ・信州健康ゼロエネ住宅指針・助成金による誘導
※より上位性能への誘導は義務基準強化後も継続
- ・断熱施工講習会を施工団体と共催
- ・報告状況の公表による意識向上

条例改正の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、再エネ生産量を拡大するため、一定規模以上の建築物の新築の際に再エネ設備※の導入を義務付ける。 ※太陽光発電設備、太陽熱利用設備、バイオマス熱利用設備、地中熱利用設備 等

対象

延床面積300㎡以上の新築建築物
法令等の規定により安全に設置できない場合や知事が導入困難と認める場合等は除く※
※義務対象外は、広く普及している太陽光発電設備を基準として設定

時期

条例改正：2025年度中目途 ⇒ 1年程度の周知期間を経て施行

※対象や要件等は、県内の再エネ設備の普及状況や他自治体の事例等を勘案し、条例施行後、段階的な拡大を検討する。

対象者	基準（区分は現行の建築物省エネ法及び県条例で規定する届出等の区分を適用）		
	区分	延床面積 10㎡ 超 300㎡未満	延床面積 300㎡以上
設計者	非住宅	再エネ設備の導入検討に係る内容の説明義務（新設） 建築物の設計者による説明※義務の対象を「300㎡未満の住宅」から「10㎡ 超 の全ての建築物へ拡大」 ※再エネ設備の導入の検討を専門的知見から行い、建築主に説明	
	住宅	説明義務（強化） 設計者による説明を義務化 （現行は求めに応じて説明）	説明義務（新設） 非住宅と同じ
建築主	非住宅	再エネ設備の導入検討義務（継続） 現行の再エネ設備の導入検討義務により導入を促進 ※導入検討に必要な情報等は建築物の設計者から説明（説明義務の対象範囲拡大）	再エネ設備の導入義務（新設） 再エネ設備の設置（敷地も可） 5万MJから50万MJ （太陽光発電の場合約4.5kW～45kW） 延床面積に応じて逦増（4.1万MJ/年＋30MJ×延床面積） （合理的な理由※により設置する再エネ設備のエネルギー量が上記基準を満たさない場合、そのエネルギー量とする（設計者によりその理由を届出）） ※建築面積が小さく再エネ設備を設置できるスペースが限られる場合 ◆共同住宅及び長屋におけるエネルギー量については検討事項とする
	住宅		【義務対象外】 ・法令等の規定により再エネ設備が安全に設置できない場合 ・知事が導入困難と認める場合（多雪地域など）等

長野県地球温暖化対策条例における設計者の説明義務（全体像）

（現行）

	区分	延床面積 10㎡超300㎡未満	延床面積 300㎡以上
設計者	非住宅		情報提供の努力義務 建築主の環境への負荷の低減又は再エネ設備の導入の検討に協力できる者は当該検討に資する情報の提供に努めなければならない。
	住宅	説明義務 建築主から環境への負荷の低減又は再エネ設備の導入の検討を求められたときは、この検討を行い、その内容を説明しなければならない。	情報提供の努力義務（非住宅と同じ）

（改正案）

	区分	延床面積 10㎡超300㎡未満	延床面積 300㎡以上
設計者	非住宅	環境負荷の低減の検討・再エネ設備の導入検討に係る内容の説明義務（新設） 建築物の設計者による説明※義務の対象を「300㎡未満の住宅」から「10㎡超の全ての建築物へ拡大」 ※環境負荷の低減及び再エネ設備の導入の検討を専門的知見から行い、建築主に説明	
	住宅	説明義務（強化） 設計者による説明を義務化 （現行は求めに応じて説明）	説明義務（新設） 非住宅と同じ

(参考) 賃貸住宅の現状

	10m ² ～300m ²		300m ² 以上		計
	非住宅	住宅	非住宅	住宅	
R5新築棟数 (着工に占める割合)	1,100 (10.0%)	9,554 (87.2%)	82 (0.7%)	185 (1.7%)	10,958
共同住宅・長屋 (着工に占める割合)	—	664 (6.1%)	—	139 (1.2%)	803 (7.3%)
賃貸 (着工に占める割合)	—	511 (4.7%)	—	92 (0.8%)	603 (5.5%)

建築着工統計調査/建築物着工統計（令和5年度実績）、住宅着工統計（令和5年度）及び建築確認申請の実績から推計
 賃貸＝住宅事業者が請負契約に基づき建設する共同住宅及び長屋

< 事業用太陽光(10-50kW)に設定される自家消費型の要件 >

以下の①～②の要件をすべて満たすことが必要となります。

① 当該再エネ発電設備の設置場所を含む一の需要場所において、発電電力量の少なくとも30%の自家消費等を行うこと。

- ▶ 自家消費等が可能な配線構造となっていることに加え、自家消費等計画を策定することが必要となります。
- ▶ 買取電力量を確認し、制度上想定している自家消費比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件については、再エネ発電事業の具体的な状況を確認した上で、認定取消し等の厳格な措置を講じます。
- ▶ 具体的な状況の確認が実施できるよう、小売電気事業者との需給契約に係る電気料金請求書等・検針票を保存するとともに、発電電力量の記録を行う必要があります。

② 災害時に活用するための最低限の設備を求めるものとして、災害時のブラックスタートが可能であることを前提とした上で、給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントの災害時の利活用が可能であること。

- ▶ 少なくとも10kW相当分のPCSに自立運転機能を具備させ、1.5kWの自立運転出力を確保する必要があります。

**20kW以上の設置を
義務づける建築物 = 1**

・20kW≒239,400MJ

・239,400MJ = **6,613m²**

139棟のうち最大延床面積
= **8,024m²**

※営農型太陽光発電であり、農地に立てる支柱に係る農地転用許可の期間が3年を超えるものについては、②の要件のみ満たせば、FIT認定の対象となります。
 この場合、FIT認定後、3年以内に農地転用許可を得る必要があります。

※集合住宅の屋根に設置する10-20kWの太陽光発電については、配線図等から自家消費を行う構造が確認できれば、少なくとも30%の自家消費を実施しているもの(①の要件を満たしているもの)として取り扱います。ただし、自家消費を実施することは継続して求められることにご留意ください。

資源エネルギー庁 FIT・FIP制度
ガイドブック2023年度版から抜粋

（参考）賃貸住宅の現状

参考 （第3回専門委員会資料）

	10㎡～300㎡		300㎡以上		計
	非住宅	住宅	非住宅	住宅	
R4新築棟数 (着工に占める割合)	1,821 (15.2%)	9,813 (81.7%)	165 (1.4%)	209 (1.7%)	12,008
共同住宅・長屋 (着工に占める割合)	—	823 (6.8%)	—	136 (1.1%)	959 (7.9%)
賃貸 (着工に占める割合)	—	680 (5.7%)	—	63 (0.5%)	743 (6.2%)

建築着工統計調査/建築物着工統計（令和4年度実績）及び建築確認申請（令和4年度）から推計
賃貸＝住宅事業者が請負契約に基づき建設する共同住宅及び長屋

< 事業用太陽光（10-50kW）に設定される自家消費型の要件 >

以下の①～②の要件をすべて満たすことが必要となります。

① 当該再エネ発電設備の設置場所を含む一の需要場所において、発電電力量の少なくとも30%の自家消費等を行うこと。

- ▶ 自家消費等が可能な配線構造となっていることに加え、自家消費等計画を策定することが必要となります。
- ▶ 買取電力量を確認し、制度上想定している自家消費比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件については、再エネ発電事業の具体的な状況を確認した上で、認定取消し等の厳格な措置を講じます。
- ▶ 具体的な状況の確認が実施できるよう、小売電気事業者との需給契約に係る電気料金請求書等・検針票を保存するとともに、発電電力量の記録を行う必要があります。

② 災害時に活用するための最低限の設備を求めるものとして、災害時のブラックスタートが可能であることを前提とした上で、給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントの災害時の利活用が可能であること。

- ▶ 少なくとも10kW相当分のPCSに自立運転機能を具備させ、1.5kWの自立運転出力を確保する必要があります。

**20kW以上の設置を
義務づける建築物 = 0**

・20kW≒88,300MJ
・88,300MJ = **7,130㎡**

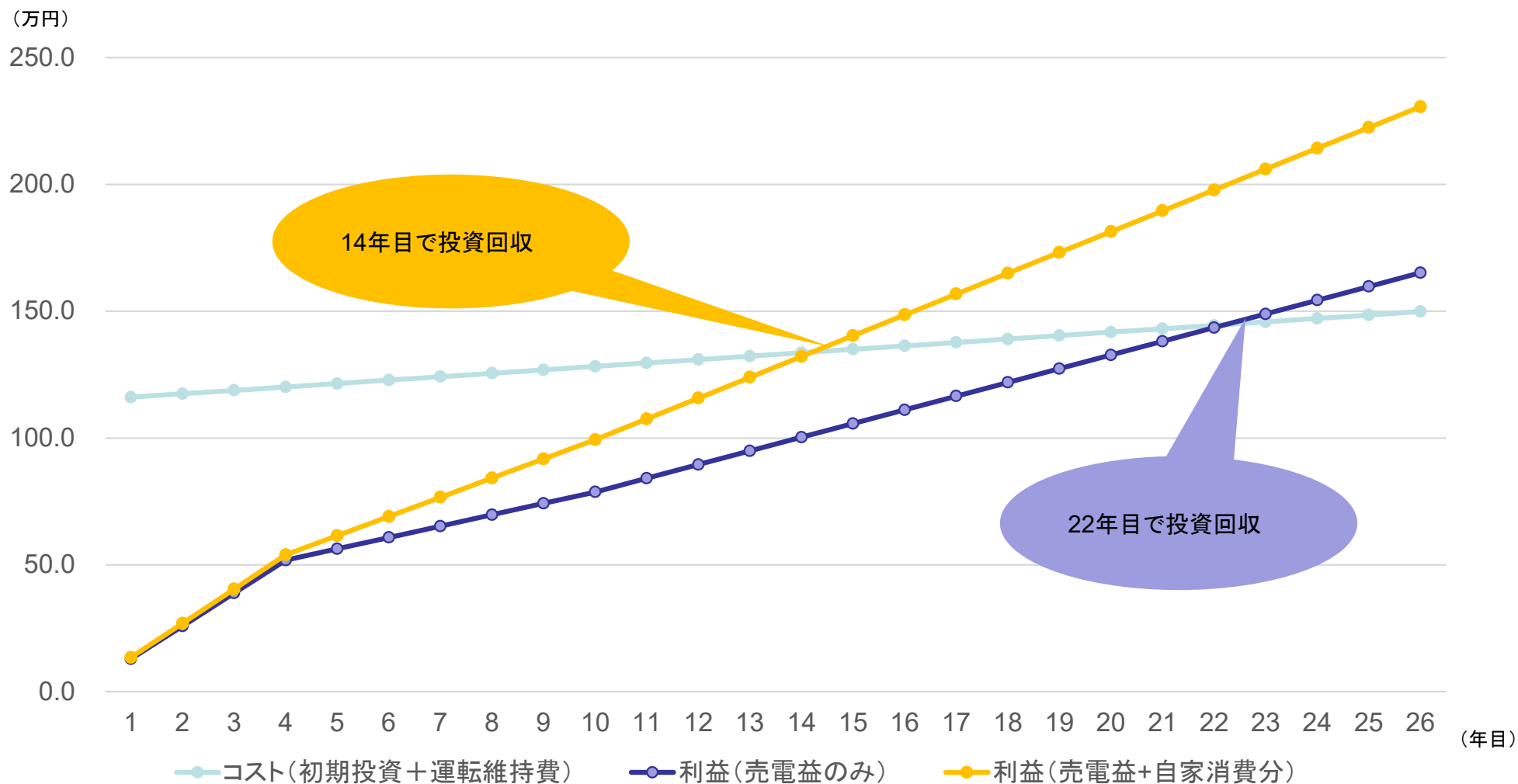
136棟のうち最大延床面積
= **3,186㎡**

※営農型太陽光発電であり、農地に立てる支柱に係る農地転用許可の期間が3年を超えるものについては、②の要件のみ満たせば、FIT認定の対象となります。
この場合、FIT認定後、3年以内に農地転用許可を得る必要があります。

※集合住宅の屋根に設置する10-20kWの太陽光発電については、配線図等から自家消費を行う構造が確認できれば、少なくとも30%の自家消費を実施しているもの（①の要件を満たしているもの）として取り扱います。ただし、自家消費を実施することは継続して求められることにご留意ください。

資源エネルギー庁 FIT・FIP制度
ガイドブック2023年度版から抜粋

太陽光発電設備の投資回収シミュレーション(4.5kW)



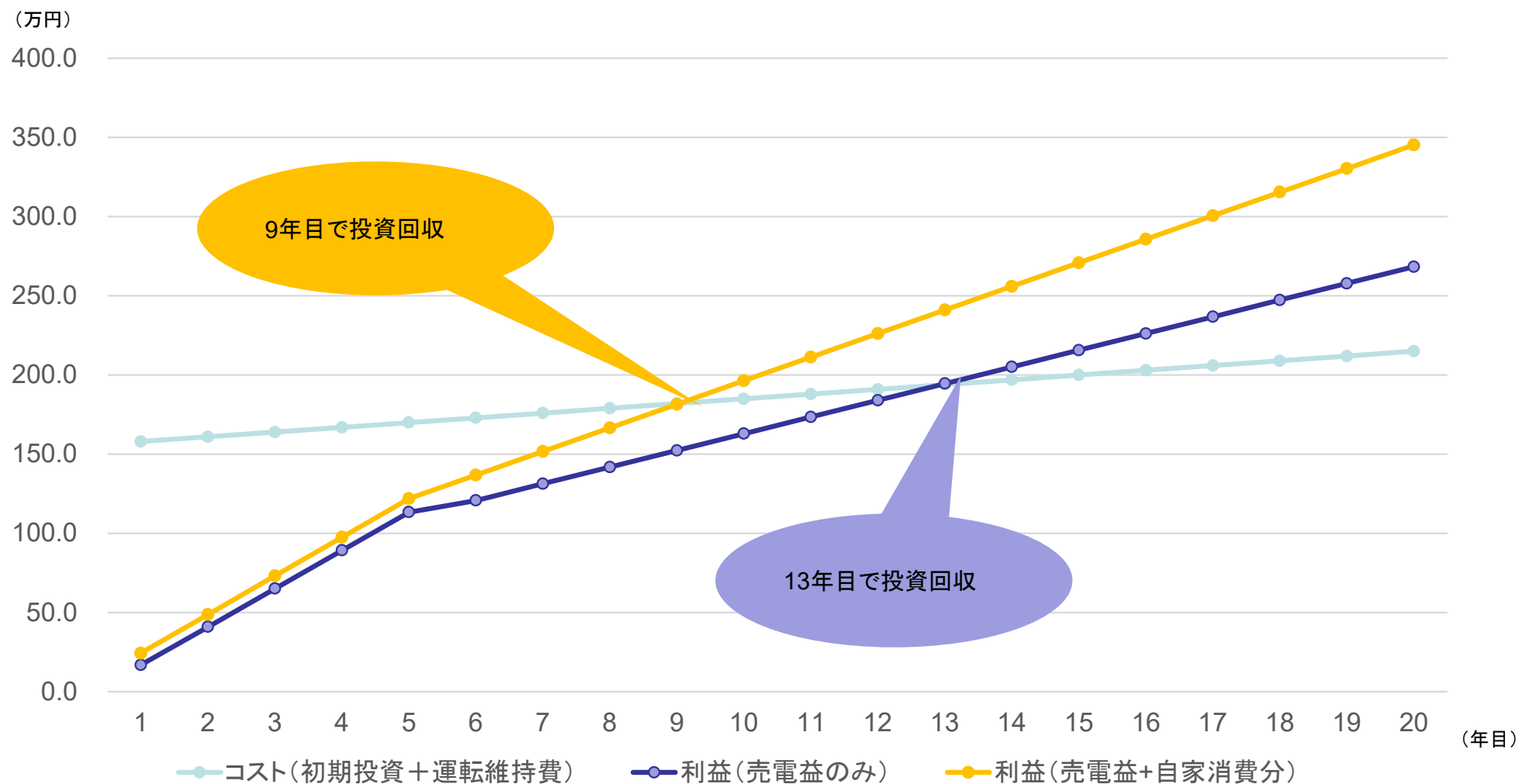
太陽光発電設備:4.5kWでシミュレーション

FIT調達価格:24円/kWh(~4年) 8.3円/kWh(5~10年) 資本費:25.5万円/kW 運転維持費:0.3万円/kW/年

設備利用率:13.7% 自家消費分の便益:27.31円/kWh 調達期間10年間 自家消費分については、余剰売電比率:70%を設定

※調達価格等算定委員会「令和7年度以降の調達価格等に関する意見」をもとに算出

太陽光発電設備の投資回収シミュレーション(10.0kW)



太陽光発電設備: 10kWでシミュレーション

FIT調達価格: 19円/kWh(~5年) 8.3円/kWh(6~20年) 資本費: 15.3万円/kW 運転維持費: 0.3万円/kW/年

設備利用率: 14.6% 余剰売電比率: 70% 自家消費分の便益: 19.561円/kWh 調達期間20年間

※調達価格等算定委員会「令和7年度以降の調達価格等に関する意見」をもとに算出

合理的な理由により緩和したエネルギー量と設置義務化との関係について

合理的な理由により緩和したエネルギー量（A）が基準に従い算出したエネルギー量（B）を満たさない場合、以下のように取扱う。

5万MJ ≤ A ≤ B のとき

Aを義務付けるエネルギー量とする。（①）

- ◇ 合理性の基準を満たす義務付けエネルギー量よりも少ないエネルギー量の義務付けとなっているため支障はなく、かつ、義務付けるエネルギー量の下限を満たしているため。

A < 5万MJ ≤ B のとき

一律に設置義務の対象外とする。（②）

- ◇ Aが零に近似するほど太陽光発電設備の設置を義務付ける意味が乏しくなる。
- ◇ Aを満たす部材がないにもかかわらず、当該部材を調達することができないことを確認することは非現実的であり、また、最下限のAを満たす部材を調達することができる範囲を線引きするのも非現実的のため。

A \ B	5万MJ以上
5万MJ以上	①
5万MJ未満	②

義務付けるエネルギー量を緩和する合理的な理由の例

義務付けるエネルギー量を緩和する合理的な理由の例として、次の場合などを想定してはどうか。

① 建築面積が小さく再生可能エネルギー設備を設置できるスペースが限定されている場合

例えば、高層のマンションやホテルをはじめとする高層建築物

② 屋上又は敷地を駐車場、緑化などに利用し、設置できるスペースが限定されている場合

例えば、屋上を駐車場や庭園として使用する商業施設やヘリポートを設置する医療機関など

③ 日照条件が著しく悪く太陽光発電を十分に行えない場合

例えば、太陽光発電設備の設置可能性のある場所が、年間を通じて日中（9時から15時）に日陰になる場合など

【議事（４）】

これまでの議論を踏まえた専門委員会
としての報告書案について

これまでの議論を踏まえた専門委員会としての報告書案について

これまでの4回の議論を踏まえ、事務局としての検討報告書案を提示いたします。

報告書名：「建築物における省エネの推進及び再エネの普及拡大に係る
長野県地球温暖化対策条例改正」検討報告書案 【資料2-2】

検討経過

	開催日	主な議事
第1回	R6.9.18	・長野県地球温暖化対策の条例改正について
第2回	R6.11.25	・Z E H及び再エネ設備の現状と今後の動向等に関する公聴会 ・第1回専門委員会でのご意見等と今後の論点について
第3回	R7.2.3	・長野県地球温暖化対策条例改正案（たたき台）について
第4回	R7.6.4	・第3回専門委員会における意見等と対応の方向性について ・関係団体等に対する意見照会の実施結果について ・これまでの議論等を踏まえた長野県地球温暖化対策条例改正案について ・これまでの議論を踏まえた専門委員会としての報告書案について

【その他】

今後のスケジュール

条例制定に向けた経過・スケジュール（案）

時 期	手続・行事	内容等
R6.7.29	長野県環境審議会へ諮問	
9.18	第 1 回専門委員会	条例改正について
11.25	第 2 回専門委員会・公聴会	
R7.2.3	第 3 回専門委員会	条例改正案（たたき台）について
2.13~3.14	令和 7 年 2 月県議会定例会	同上
2.17~3.21	市町村、関係団体等への意見照会	//
3.18	長野県環境審議会へ中間報告	検討状況の報告
4.21	県議会環境委員会・建設委員会初委員会	条例制定の趣旨等について
6.4	第 4 回専門委員会	意見照会結果、審議会報告案
7(8).○	長野県環境審議会へ報告	審議会答申として議論
令和 7 年度中目途	議案提出	